日本航空 OB 乗員
有志の会ニュース

2014. 04. 23

No.14-035

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob@gmail.com

安全で明るい JAL

第３章 第４－ １

組合員からの高い支持のもとで
争議権を背景に物言う
乗員組合の活動を嫌悪

この解雇そのものが不当労働行為である（三）

高裁 最終準備書面シリーズ １６

多数の副操縦士の解雇は乗員組合への打撃

乗員組合にとっては、…７３名の組合員が職場を追われたことになり、組織運営上も重大な影響を受けた。

争議権確立の投票にまで介入して組合の弱体化を図る

ワークシェアリングなど、乗員組合からの雇用維持による解雇回避措置についての協議に一切応じようとせず、また人員体制の達成状況についての情報も提示せずに、挙げ句の果てには、争議権確立の投票にまで介入して、労使対等の立場で、解雇回避に向けて真摯に協議するための手段を封じて解雇を強行した。

こうした不当労働行為について、本件のようにJALがそれを争う場合には、JALにそれを認めさせるために労働委員会等の手続を経る必要がある。そのために、いったんはJALの不当労働行為の強行がまかり通ってしまうことになりかねない。

このようなJALのやり方は、今後の乗員組合の活動についても、重大な影響をもたらし、組合の弱体化につながりかねないものである。

乗員組合の活動の中心を担ってきた者、そして航空連の歴代議長をも排除

副操縦士も解雇された者はすべて乗員組合の組合員であり、乗員組合の方針に従って組合の活動を行ってきた者たちである。

（また）乗員組合の活動の中心を担ってきた者が含まれている。こうした者が解雇されたことは、乗員組合の活動の継承という点からも組合活動上の影響が大きい。

例えば、〇〇〇は、…航空連の議長を務めていた。…勤務裁判では中心的な役割を果たし、その後の経営状況の悪化の中では、経営破綻の責任を追及し、組合員の雇用を維持するために、組合員を結集して活動してきた。

航空連の三代の代表者がいずれも解雇の対象とされることは、航空連にとっても大きな打撃であり、…航空連に対する攻撃そのものでもある。

〇〇〇も、一貫して乗員組合の中心を担い、勤務裁判においては裁判活動と原告組合員をとりまとめる責任者として対応にあたってきた者である。

副操縦士解雇は、正に支配介入の不当労働行為

控訴人副操縦士らに対する解雇は、既に更生計画目標として設定した人員体制は達成しており、解雇すべき根拠が失われていた中で強行された。

解雇された経過に照らしても、JALが、乗員組合が特に組合員からの高い支持のもとで争議権を背景に、物言う組合として活動してきたことに対して、これを嫌悪してきたことは明らかである。

そしてJALの再生後においても、乗員組合の影響力を弱体化しようとしたJALが、多数の乗員組合の組合員を解雇したことは、組合の組織にとっても大きな打撃となる。正に支配介入の不当労働行為である。

よって、本件解雇は、不当労働行為である点においても無効である

第５

本件解雇は「経営陣および現場が一体となった安全への配慮」を掲げた更生計画の趣旨からも無効とされなければならない

更生計画においては、更生手続において、「安全確保には常に最大限の配慮を行う必要がある」としている。そして、更生計画における諸施策の実行にあたっては、安全への配慮が疎かになることがあってはならず、経営陣および現場が一体となったコミュニケーションを欠かすことなく、適切なマネージメントを行うことを掲げている。

経営陣と現場が一体となったコミュニケーションの継続は、労使関係の安定なくしては実現困難である。
それは、先に触れたとおり、１９７３年の乗員組合との協定書で「会社は、本件解雇が、労使相互の信頼関係の維持発展を阻害してきたことを反省するとともに、明るい職場が運航の安全を確保するために必要であることを十分認識し、本件の

全面解決を通じ労使関係の正常化と明るい職場作りに努力する」とJALが自ら反省をしてきたことに通じる。

しかるに、本件解雇は、JALの安全を担ってきた運航乗務員における労働組合の活動の中心を担ってきた者を排除し、労働組合の団結権を侵害する不当労働行為として強行された。このことによって、労使関係の安定は大きく阻害された。

このような不当労働行為による解雇は、更生計画の趣旨からも無効とされなければならない。

■タイトルは、世話人による

■理解しやすくするために「原判決」を「地裁判決」に、「原審」を「地裁」に、「被控訴人」を「JAL」に置き換えました

■**「控訴人」は地裁における「原告」です**

2014年度カンパ、スタート

4年目のご支援

皆様の取り組み参加

宜しくお願い致します

今後の日程

5 月 19日（月）

不当労働行為裁判 結審

東京地裁527 号法廷

13 時10 分より

6 月　3日（火）　（5月15日より変更となりました）

控訴審　客室乗務員 判決

東京高裁101 号法廷

15 時00 分より

6 月 5日（木）

控訴審　運航乗務員 判決

東京高裁101 号法廷

13 時30 分より